

社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の 提出について

玉名市では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、令和2年4月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての建設工事において、社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めます。

1 玉名市公共工事請負契約約款の一部改正

契約約款第3条について受注者が社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出しなければならない旨の規定に改正します。

2 請負代金内訳書の提出について

入札時に提出された工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合はその工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱いますので、請負代金内訳書の提出は必要ありません。

工事費内訳書に法定福利費が記載されていない場合は、工事契約締結後14日以内に「社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書」を提出しなければなりません。

また、これらの様式については任意とします。